において準用する廃止前旧制度農林共済法第四十九条の三第三項において準用する昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法別表第一に定める一級若しくは二級の障害の状態にあるため特例通算遺族年金の支給を受ける者又は特例障害農林年金の受給権者（これらの者のうち障害の状態が固定して将来その障害の程度が増進し、又は減退することがないと存続組合が認めるものを除く。）にあっては、毎年、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（その障害が結核性疾患によるものであるときは、障害の状態に関する医師の診断書及びレントゲンフィルム。以下「障害の状態に関する診断書」という。）を存続組合に提出しなければならない。ただし、特例年金給付の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

において準用する廃止前旧制度農林共済法第四十九条の三第三項において準用する昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法別表第一に定める一級若しくは二級の障害の状態にあるため特例通算遺族年金の支給を受ける者又は特例障害農林年金の受給権者（これらの者のうち障害の状態が固定して将来その障害の程度が増進し、又は減退することがないと存続組合が認めるものを除く。）にあっては、毎年、指定日前一月以内に作成されたその障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（その障害が結核性疾患によるものであるときは、障害の状態に関する医師の診断書及びレントゲンフィルム。以下「障害の状態に関する診断書」という。）を存続組合に提出しなければならない。ただし、特例年金給付の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令第十条の二第五項に規定する特例年金給付の受給権者は、同条第四項に規定する指定日が平成三十一年八月一日から同年十月三十一日までの間にある場合は、この省令の施行の日前においても、同条第五項の規定の例により同項に規定する障害の状態に関する診断書を提出することができる。

○経済産業省令第四十五号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第三十条第一項の規定に基づき、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第3（第5条、第6条、第7条関係） 第1表 総原価の分類及び算定方法（営業費等） (1)　営業費	**別表第3**（第5条、第6条、第7条関係） 第1表 総原価の分類及び算定方法（営業費等） (1)　営業費
［略］	［略］
租税課金	租税課金
［略］	［略］
B．事業税は、「次の式により算定するものとする。 事業税＝事業報酬額×中の自己資本相当分比率×事業税率／1－事業税率」	B．事業税は、「事業税を含まないガス料金原価を基礎として、税法の定めるところにより算定した適正な額とする。」
［略］	［略］
［略］	［略］

様式第1（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係）

第1表・第2表　［略］

第3表

(1)～(3)　［略］

(4)　租税課金

［略］